

提案基準 1 4 「インターチェンジ周辺等における特定流通業務施設又は工場」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
--	-----------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 1 4 (P76~P78)

1 要件 2 について

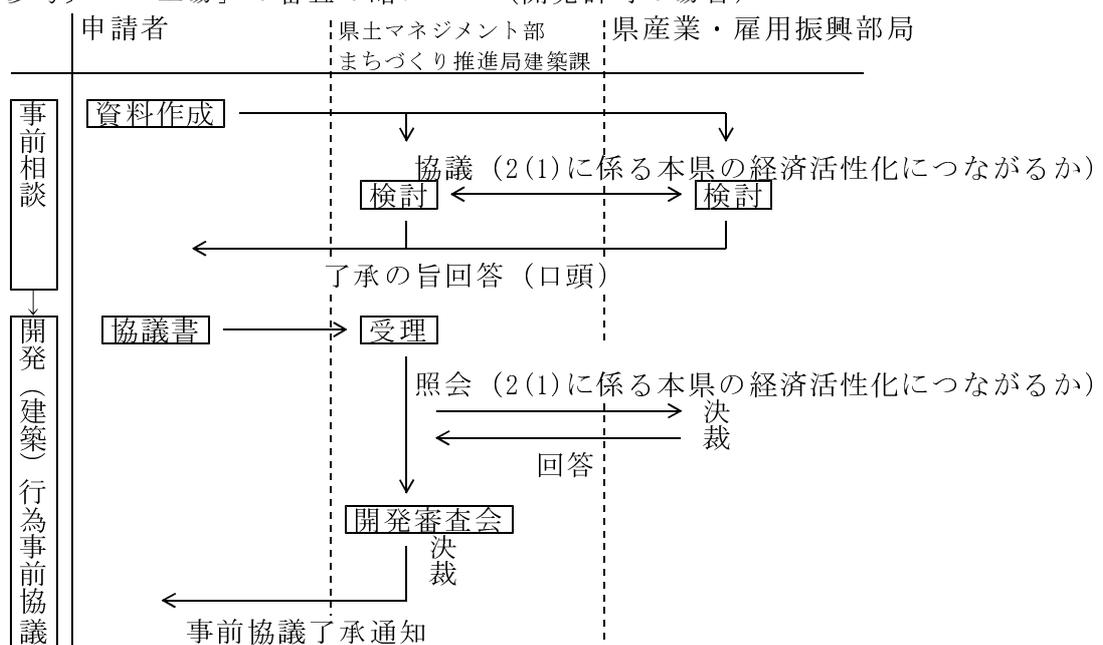
- (1) 申請に係る工場が要件 2 に該当するか否かは、県産業・雇用振興部局と県開発許可部局が協議のうえ判断する。なお、当該工場が本県の経済活性化につながると認められるか否かについては、県産業・雇用振興部局の意見書により確認する。
- (2) 工場が、日本標準産業分類（大分類）のサービス業のうち自動車整備業、機械等修理業等の工場施設、日本標準産業分類（大分類）の生活関連サービス業、娯楽業のうち洗濯業の工場施設に該当するものにあつては、要件 2 の「原材料」を「サービスを構成する部品」と、「製品」を「サービスの対象物」と、「仕入れ」を「受け入れ」と、「出荷」を「納品」とそれぞれ読み替えるものとする（以下、本取扱いにおいて同様とする。）。
- (3) 要件 2（1）及び（2）でいう「50パーセントを超える」か否かについては、取引高の金額により判断する。なお、取引高の金額が算出不可能である等の場合であつて、取引量により判断が可能である場合は、この限りでない。
- (4) 要件 2（1）の「仕入れる原材料」、「出荷する製品」には、自社の他の工場から搬入する原材料、自社の他の工場へ搬出する製品を含むものとする。
- (5) 要件 2（1）の「県外」には、奈良県内の都市計画区域外を含むものとする。
- (6) 要件 2（2）の対象とする流通業務施設は、次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

ア 貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

イ 倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同法第 2 条第 1 項に規定する倉庫（以下、「倉庫業を営む倉庫」という。）

ウ 卸売市場

[参考] 「工場」の審査の略フロー（開発許可の場合）



[本取扱い1(2)の参考イメージ図]

◆サービス業に分類される自動車整備業、機械等修理業等を取扱う場合

(自動車整備業の例)

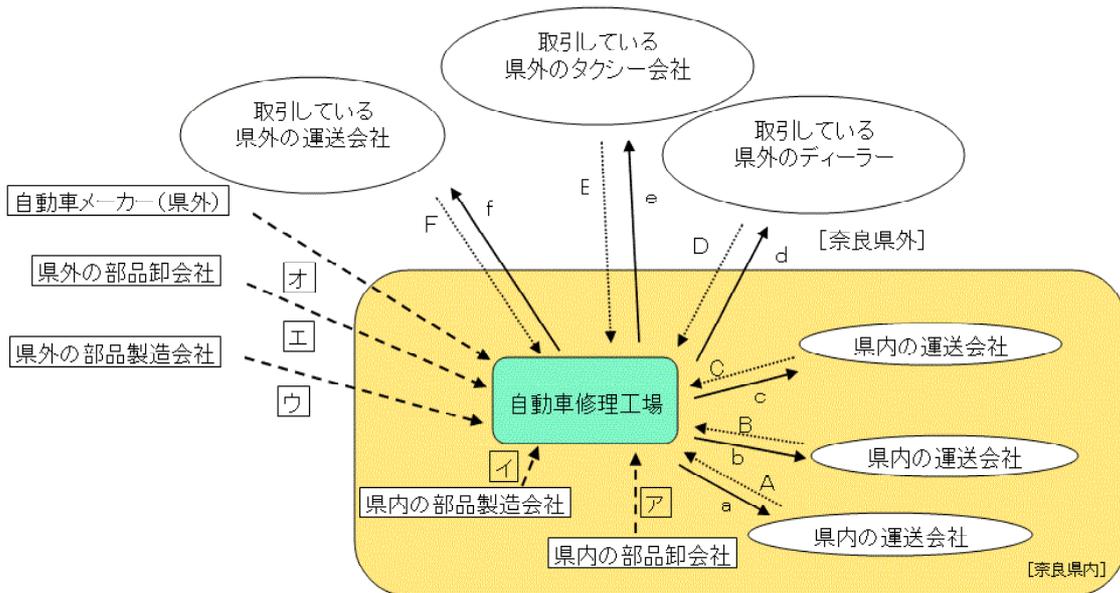
○要件2(1)のうち、「仕入れる原材料又は出荷する製品の総量の原則として50%を超えるもの」に該当するものは、つぎのいずれかとする。

①「サービスの対象物」の修理代金の原則として50%を超えるもの。

$$\frac{D+E+F}{A+B+C+D+E+F} > 50\%$$

②部品仕入代金の原則として50%を超えるもの。

$$\frac{\text{㉒}+\text{㉓}+\text{㉔}}{\text{㉒}+\text{㉑}+\text{㉒}+\text{㉓}+\text{㉔}} > 50\%$$



◆生活関連サービス業、娯楽業に分類される洗濯業を取扱う場合のイメージ図

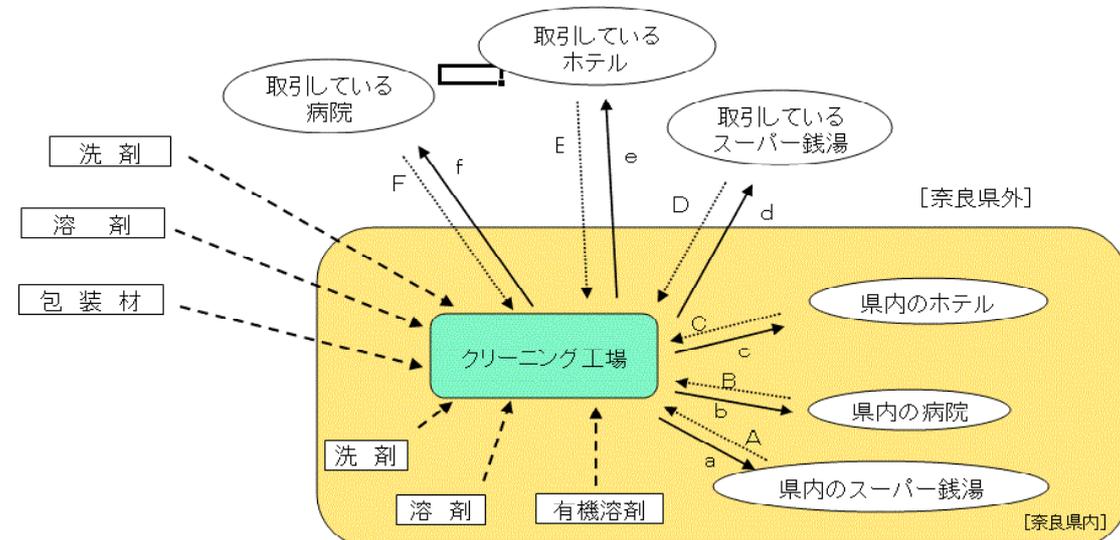
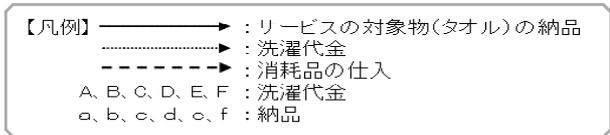
(洗濯業の例)

○要件2(1)のうち、「仕入れる原材料又は出荷する製品の総量の原則として50%を超えるもの」に該当するものは、つぎのとおり。

①「サービスの対象物」の洗濯代金の原則として50%を超えるもの。

$$\frac{D+E+F}{A+B+C+D+E+F} > 50\%$$

②洗濯業については、洗濯に使用する消耗品(洗剤、溶剤、包装材)を対象としない。



2 要件3について

- (1) 「おおむね」とは、1割をいう。

ただし、山間部に存する福住等のインターチェンジ周辺においては、申請地が国道、主要地方道その他これらに類する道路に接し、既存道路の機能を損なわない場合であって、申請地とインターチェンジとの距離、地域の特性、交通の状況等を総合的に勘案して支障ないと認められるときは、おおむね1000メートルを超える区域（2000メートル以内の区域を限度とする）であっても立地の対象とする。

- (2) 要件3(2)、(3)及び(5)のインターチェンジからの対象区域の距離については、インターチェンジの出入口と一般道路との交点（インターチェンジの起終点）を中心基点として算定する。この場合において、中心基点が複数存在するときは各々の基点から算定するものとする。（図2参照）
- (3) 要件3(4)の一般国道165号大和高田バイパスと一般国道24号又は一般国道24号京奈和自動車道との交点からの対象区域の距離については、一般国道165号大和高田バイパス側道と一般国道24号又は一般国道24号京奈和自動車道との交点を中心基点として算定する。この場合において、中心基点が複数存在するときは各々の基点から算定するものとする。

3 要件5について

- (1) 要件5(1)に「原則として次の地域、地区等を含まないこと」とあるが、申請地に当該地域、地区等が含まれる場合、所管担当部局において当該施設の立地が認められるものについてはこの限りでない。

- (2) 要件5(2)の「当該市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺の状況等に照らし支障がないものであること」については、地元市町村長の意見書により確認する。

- (3) 要件5(3)の「周辺地域における交通の安全、機能又は居住環境等に支障を及ぼす」とは、次のような場合をいう。

ア 通学路に指定されている道路に面して出入口がある場合で、歩行者の交通安全上配慮した計画とされていない場合

イ 出入口が道路交通法第44条（第2号を除く）に掲げる道路の部分及び信号機のある交差点からおおむね50メートル以内に設けられている場合

ウ 計画地周辺の道路状況が悪い場合

エ 計画地からインターチェンジに至る道路が、当該施設への物資の搬出入に係る自動車の通行にふさわしくない場合（例えば、住宅団地や密集する既存集落の中を通過する場合など）

オ 学校、保育所、病院、社会福祉施設、公園等又は住宅地に近隣接し、周辺の環境等を悪化させる場合

カ 当該施設が稼働することにより、騒音、振動、臭気等が発生し周辺環境等を悪化させる場合

キ その他上記アからカと同等と認められる場合

- (4) 要件5(4)の「当該施設の立地により生じる車両の通行等に支障のない幅員（原則として6メートル以上の幅員）の道路に接し」とは、次に掲げる内容に該当すること。（図1及び図2参照）

ア 立地の対象とする区域内に幅員が6メートル以上である主要な出入口が設けられていること。

イ 路線状の敷地により道路に接する場合においては、当該路線状部分が6メートル以上の幅員を有しており、かつ、その幅員寸法が延長寸法以上であること。

ただし、当該路線状部分が16メートル以上の幅員を有する場合はこの限りではない。

ウ 水路を占有することにより道路に接する場合においては、当該水路占有部分の幅員が6メートル以上であること。

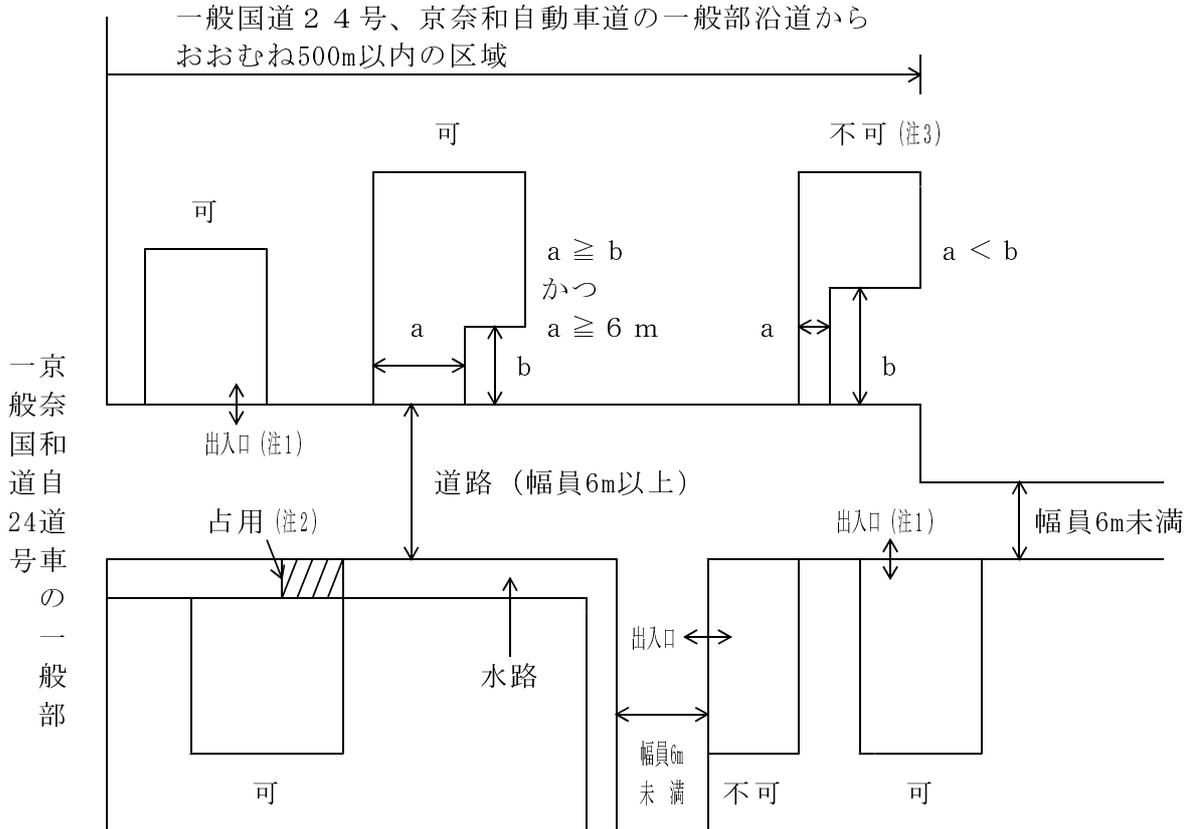
エ 出入口については、すみ切り等によって当該施設への物資の搬出入に係る自動

車の円滑な出入り及び一定の視界を確保できるよう配慮されていること。

<留意事項>

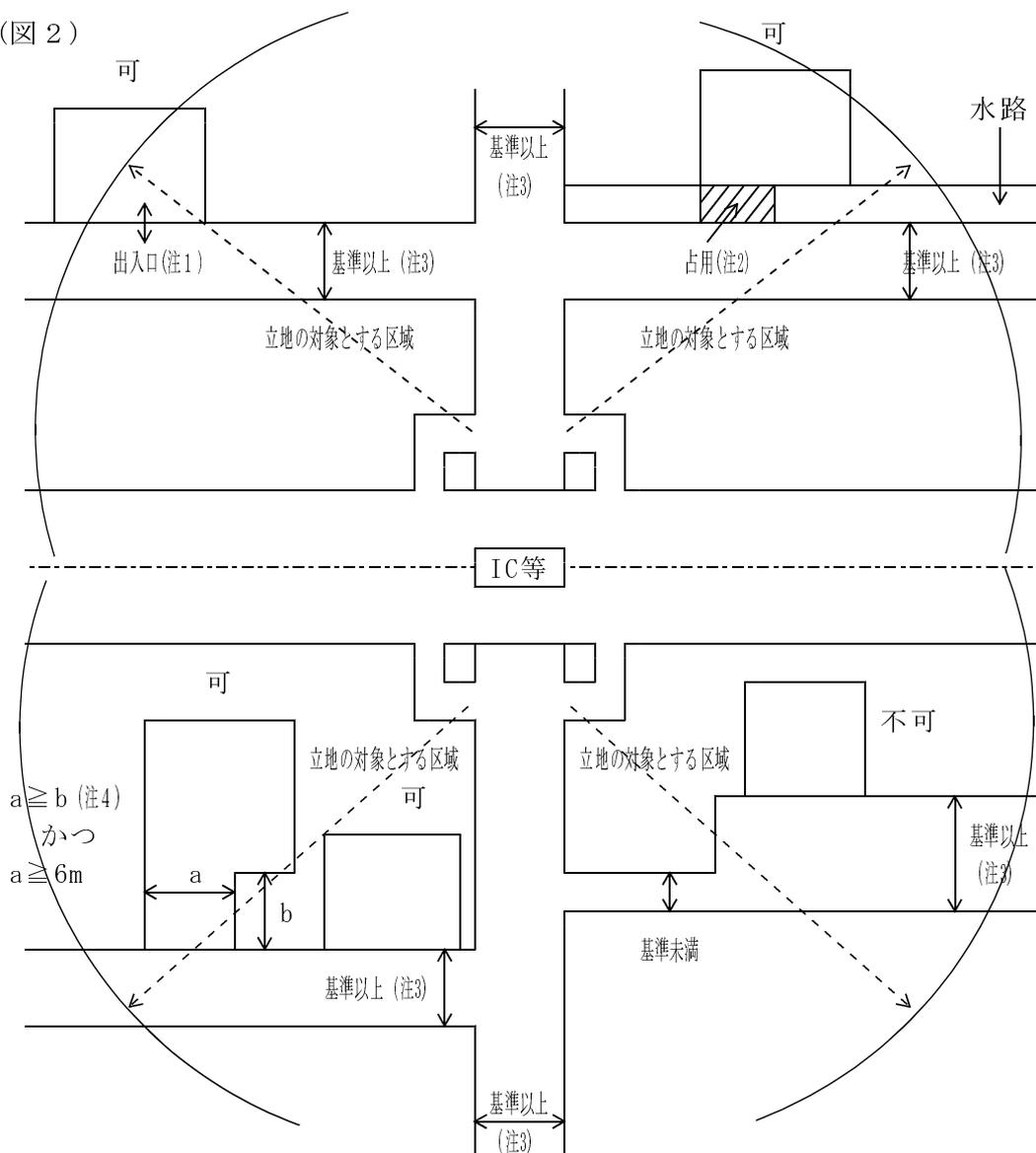
「当該施設の立地により生じる車両の通行等に支障のない幅員（原則として6メートル以上の幅員）の道路に接し、かつ、当該道路が申請地から当該インターチェンジ等に至るまでの区間において確保されていること。」とあるが、開発許可を要する場合の道路幅員については技術基準編をも満たしていること。

(図1)



- (注) 1 車両の通行等に支障のない幅員（原則として6メートル以上の幅員）の道路に面して、幅員が6メートル以上である主要な出入口がある場合は可とする。
- 2 水路占有部分の幅員が6メートル以上の場合は可とする。
- 3 当該路線状部分の幅員 a が16メートル以上の幅員を有する場合は可とする。

(図 2)



- (注) 1 立地の対象とする区域内に幅員が6メートル以上である主要な出入口がある場合は可とする。
2 水路占用部分の幅員が6メートル以上の場合には可とする。
3 基準以上とは、車両の通行等に支障のない幅員（原則として6メートル以上の幅員）であり、かつ、開発許可を要する場合は技術基準編に適合していることをいう。
4 当該路線状部分が16メートル以上の幅員を有する場合は $a < b$ でも可とする。

4 要件6について

- (1) 要件6(1)の「敷地の外周部」の植栽計画については、亜高木を中心に行うこと。
(2) 要件6(2)アの「施設の配置、内容、規模等が適切」とは、特定流通業務施設にあっては、次の内容に適合する場合をいう。
ア 管理施設（事務所等）については3階以下かつ高さ15メートル以下、倉庫施設等（トラックターミナル、荷捌き場等）については原則として2層以下かつ高さ15メートル以下であること。
イ 一般貨物自動車運送事業の用に供される施設（特別積合せ貨物運送に係るもの

を除く) には、営業所、車庫、自動車整備施設、給油施設、洗車施設、従業員の厚生施設等の施設であること。

ウ 倉庫業を営む倉庫には、営業所、倉庫等であること。

5 留意事項クについて

「旧提案基準の要件1「大規模流通業務施設」に該当するもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 貨物自動車運送事業法第2条第2項の一般貨物自動車運送事業の用に供される施設のうち、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車がおおむね1日平均延べ20回以上発着すると認定したもの(注)。
- (2) 倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車がおおむね1日平均延べ20回以上発着すると認定したもの(注)。

(注) 「認定したもの」とは、知事が地方運輸局長等に文書照会をし、地方運輸局長等の回答により本要件に該当することを確認したものをいう。